

一関市ふるさと応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、ふるさとを愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、その寄附金を活用して事業を行うことにより、活力と魅力ある「いちのせき」のまちづくりに資することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するために実施する事業は、市長が別に定める。

(基金の設置)

第3条 前条の事業に充てることを目的とし、寄附金を適正に管理し、運用するため、ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄附金の使途指定)

第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条の事業のうちから指定し、寄附をすることができる。

2 寄附者が前項の指定をしなかったときは、市長が同項の指定を行うものとする。

(基金の積立て)

第5条 寄附金は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に計上し、基金に積み立てるものとする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第8条 市長は、基金の設置の目的に従い使用する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。